

I T 関連の規制改革事項について

平成 25 年 12 月 20 日

規制改革会議

IT 関連の規制改革事項について、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に盛り込まれた「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定に際し、別添のとおり取りまとめたので報告する。

この報告においては、IT 利活用により、国民等の①選択肢の拡大及び②負担軽減に資する規制改革事項のほか、③対面・書面交付の見直しに係る規制改革事項について取りまとめているものである。

規制改革会議としては、今回の報告に掲げられた項目のフォローアップはもとより、IT 利活用の裾野拡大のための規制改革について、引き続き取り組んでいくこととした。

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
1	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべき	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に平成26年度のなるべく早い時期に結論を得る。	文化庁
2	外部委託先の監督についての明確化	金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、平成26年度から開始される財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。 また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	金融庁
3	教育情報化の推進に関する制度見直し等	教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべき	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	文部科学省
4	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共工事の設計、積算、入札及び契約については2Dの設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから3次元化を推進すべきである。	公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計をおこなう。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	国土交通省
5	建築確認申請の電子化	BIMの普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべき。	BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について、平成25年度中に通知する。	国土交通省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
6	公的機関からの電子的手段による通知の促進	住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべき。具体的には、①企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、②個人への税額通知方法の統一(データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。	①eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。 ②各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。 ③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一フォーマットについては、①の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	総務省
7	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化	電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付(excel, csv形式など)で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。	企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修までに検討をおこない、結論を得る。	総務省
8	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべき。また、電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべき。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存(スキャナ保存)に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべき。	国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、平成27年度以降できる限り早期の税制改正プロセスで結論を得る。	財務省 国税庁
9	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する簡便な本人確認方法を構築する。	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	警察庁 総務省
10	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和	保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。	事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。	金融庁